

事 務 連 絡
令和6年11月21日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の労働災害の発生について

令和6年11月20日に木曽森林管理署南木曽支署発注の製品生産請負事業（森林環境保全整備事業(育成受光伐ほか 南木曽9蕨沢)）箇所において、災害が発生したので概略をお知らせします。

当日は6名で事業箇所に入り、被災者は同僚2名とタワーヤードによる架線集材の準備に従事していた（他の3名は離れた箇所での別作業）。

同僚2名は林道上で架線準備作業に従事し、被災者は林道から20～30m下方で、架線支障木の伐採作業に当たっていた。

9時45分頃、林道上で作業を行っていた同僚が、無線での応答がないことやチェーンソーの音がアイドリング状態になっていることを不思議に思い、現地に向かったところ、正座をした姿勢で腰部分をヒノキに挟まれた被災者を発見した。

詳細は現時点では不明ですが、何等かの原因で近くにあったヒノキが折れ、被災者に落下したものと推測されます。

災害の詳細については別途通知しますが、既に契約している請負事業体等に対して、伐倒作業に当たっては、

1. 伐倒する木にまつわるつる類及び周囲の小径木、かん木、笹、浮石等で作業の支障となるものは必ず除去すること。
2. 伐倒する木の周囲の状況をよく確かめ、枝がらみ、落下のおそれのある枯れ枝や冠雪などをよく見極めておくこと。
3. 枯損木、かかり木については、特殊な場合を除き、必ず事前に処理すること。
4. かかり木が生じないように周囲の状況をよく見極めて、伐採の方法及び手順を決めること。

などを徹底いただけるよう、下請け者を含む全ての現場従業員へ繰り返し要請をお願いします。

(担当：企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)